

## ！ 労災保険に関するご注意ください！

# 形式的には請負契約等により 従事する個人事業主等でも

## 実態として労働者である方を、事業主が使用した場合は、 労災保険の成立手続を行う必要があります

### 事業主の皆さまへ

一人親方等との契約が「雇用契約」ではなくても、働き方が労働者と同様と判断された場合（※）、その方は労働者として取り扱われます。

### 個人事業主等の皆さまへ

発注元との契約の形式が請負等（「雇用契約」ではない）の場合でも、実態として労働者と同様の働き方をする際は、一人親方等とは扱われません。

**労災保険の成立手続を行う必要があります。** →詳しくは裏面をご覧ください。

※ 労働者かどうかの判断がご不明な場合は、お近くの労働基準監督署にご相談ください。

**労災保険の成立手続を行わなかった場合は、追徴金や給付された費用の徴収を行う可能性があります！** → 裏面記載の具体例をご覧ください。

労働者であるのに一人親方等として扱われている場合や、労災保険の適用等に疑問がある場合は、お近くの労働基準監督署にご相談ください。

※ なお、労災保険は労働者の保護を図るための制度であり、**労働者全員が対象となる保険**です。

事業主が労災保険の成立手続をしていなかったとしても、労働者が業務災害、複数業務要因災害又は通勤災害を被った場合は保険給付が支給されます。

### 労災保険のご相談は

**お近くの労働局・労働基準監督署までお問い合わせください。**

※ 4ページに、お問い合わせ先の詳細がありますので、ご覧ください。



# 一人親方等の労働者性が認められる具体例

## 例1 俳優としてA社の興行する舞台に出演し、 負傷したXさん

①	A社は、Xさんとは「雇用契約」ではなく「出演契約」を結んでおり、労働者ではないため事業主としての責任を負うものではない、と主張していました。
②	Xさんは舞台の演技などについてA社が依頼した演出家から細部にわたる指示を受けていました。
③	Xさんのスケジュールの大部分がA社の企画する公演や練習時間で占められていました。

XさんとA社は「雇用契約」を結んでいませんでしたが、労働基準法第9条の労働者に該当すると認定されました。



## 例2 大工としてB社と「請負契約」を結び、 負傷したYさん

①	B社との請負期間中に他社の仕事をしたことはありませんでした。
②	B社の現場では大工職人としての仕事のほかブロック工事など他の仕事にも従事していました。
③	勤務時間の指定はありませんでしたが、朝7:30に事務所で仕事の指示を受け、事実上17:30まで拘束され、それ以降の作業には手当が支給されました。
④	現場監督からの報告・指示によって、B社から指揮監督を受けていました。
⑤	大工道具はYさん自身の所有物でしたが、必要な資材等の調達はB社が負担していました。

YさんとB社の間には実質的な使用従属関係があったと認められ、YさんとB社の間の契約は「労働契約」として認定されました。



## 上記2例のような場合

### 事業主は労災保険の成立手続を行う義務があります

もし、事業主が労災保険の手続を行わなかった場合、追徴金や給付費用の徴収が発生します！

#### ① 事業主への保険料の遡及・追徴金の徴収

事業主が労災保険料等の納付を怠っていた場合は、最大2年間（3年度分）を遡って保険料の徴収を行い、併せて保険料の10%を追徴金として徴収します。

#### ② 給付された費用の徴収

事業主が「故意」または「重大な過失」により労災保険の成立手続を行わないときは、療養を開始した日（即死の場合は事故発生日）の翌日から**3年以内**に給付された労災給付の、全部または一部を事業主から徴収します。

\*療養（補償）等給付および介護（補償）等給付は除きます。

#### 労災保険の成立手続を行わない期間中に業務災害や通勤災害等が発生した場合

##### 1：行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、労災保険の成立手続を行わない場合

⇒ 事業主が「故意」に手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**100%**を徴収します。

##### 2：1には該当しないものの、

##### 労災保険の適用事業となった時<sup>\*</sup>から1年を経過してなお手続を行わない場合…

⇒ 事業主が「重大な過失」により手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**40%**を徴収します。

※ 労災保険の適用事業となった時とは、労働者を1人でも雇い始めたときを指します。

# 労災保険で受けられる主な給付一覧

「労災保険」は、仕事上や通勤によるケガや病気に対して、必要な保険給付を行う制度です。

## 療養（補償）等給付

無料で治療が受けられます。



## 休業（補償）等給付

仕事に行けない日は給料の約8割をお支払いします。



## 遺族（補償）等給付

亡くなられた場合、遺族の方に年金または一時金をお支払いします。



介護を受けている場合、その費用をお支払いします。



## 介護（補償）等給付

障害が残った場合、年金または一時金をお支払いします。



## 障害（補償）等給付

# お問い合わせ先一覧

## お近くの労働基準監督署または都道府県労働局

都道府県労働局労働基準部労災補償課			
北海道	011 (709) 2311	滋賀	077 (522) 6630
青森	017 (734) 4115	京都	075 (241) 3217
岩手	019 (604) 3009	大阪	06 (6949) 6507
宮城	022 (299) 8843	兵庫	078 (367) 9155
秋田	018 (883) 4275	奈良	0742 (32) 1910
山形	023 (624) 8227	和歌山	073 (488) 1153
福島	024 (536) 4605	鳥取	0857 (29) 1706
茨城	029 (224) 6217	島根	0852 (31) 1159
栃木	028 (634) 9118	岡山	086 (225) 2019
群馬	027 (896) 4738	広島	082 (221) 9245
埼玉	048 (600) 6207	山口	083 (995) 0374
千葉	043 (221) 4313	徳島	088 (652) 9144
東京	03 (3512) 1617	香川	087 (811) 8921
神奈川	045 (211) 7355	愛媛	089 (935) 5206
新潟	025 (288) 3506	高知	088 (885) 6025
富山	076 (432) 2739	福岡	092 (411) 4799
石川	076 (265) 4426	佐賀	0952 (32) 7193
福井	0776 (22) 2656	長崎	095 (801) 0034
山梨	055 (225) 2856	熊本	096 (355) 3183
長野	026 (223) 0556	大分	097 (536) 3214
岐阜	058 (245) 8105	宮崎	0985 (38) 8837
静岡	054 (254) 6369	鹿児島	099 (223) 8280
愛知	052 (855) 2145	沖縄	098 (868) 3559
三重	059 (226) 2109		

### 労働基準監督署の所在地一覧

監督署 所在地 |

検索

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/location.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html)



### ■ 労災保険相談ダイヤル 0570-006031 / 受付時間 平日9:00~17:00

労災保険給付に関する一般的なご質問は、こちらでも受け付けています。

※ ご利用には、通話料がかかります（全国一律料金）。

### ■ 厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp>

トップページ「政策について」をクリック

→ 雇用・労働の欄の「労働基準」をクリック

→ 施策情報の「労災補償」へお進みください。

「労災保険」に関する詳しい情報を掲載しています。